

エネルギー・食料品等 価格高騰生活支援給付金のご案内

受給していただくためには手続きが必要です

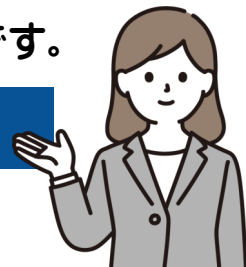
エネルギー・食料品等価格高騰生活支援給付金（1世帯あたり3万円）は
「**住民税非課税世帯**」または「**家計急変世帯**」を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

申請期限

令和5年10月31日



支給対象となる世帯と手続きの方法

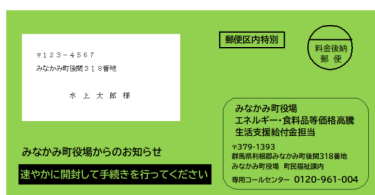
下記のいずれかにあてはまる世帯が今回の給付金の支給対象となります

住民税非課税世帯向け給付金

世帯全員の令和5年度
住民税均等割が**非課税**の世帯

※7月1日時点の世帯構成を基準とします。

**対象と思われる世帯には8月中に
確認書を発送いたします。**



※緑色の封筒で書類をお送りします。
※同封されてる資料等を参考に手続きをしてください。

家計急変世帯向け給付金

予期せず令和5年1月以降
家計が急変し**世帯全員**の収入が
住民税非課税相当となった世帯

**支給要件をご確認のうえ、支給対象
世帯に該当する場合は、下記までご
連絡ください。**

みなかみ町 エネルギー・食料品等
価格高騰生活支援給付金コールセンター

0120-961-004

※支給要件の詳細については裏面でご確認ください。

住民税非課税世帯 及び **家計急変世帯** ともに以下の場合は **支給対象外です**

- 令和5年7月1日時点でみなかみ町に住民登録がされていない世帯。（7/2以降に転入した世帯）
- 世帯の全員が住民税が課税されている親族等から税法上の扶養を受けている世帯。

お問合せ先

みなかみ町 エネルギー・食料品等 価格高騰生活支援給付金コールセンター



0120-961-004

受付時間 9:00～17:00
【土日祝日を除く】

家計急変世帯向け給付金 の支給対象世帯に該当するか以下でご確認ください

- 世帯員の範囲は、給付金の申請日における住民基本台帳の登録状況が基準となります。
- 虚偽の申請等により不正に給付金を受給した場合、詐欺罪に問われる可能性があります。

令和5年7月2日以前から現在(申請時)も みなかみ町に住民登録がある世帯ですか？

いいえ

家計急変世帯向け給付金の支給対象世帯には該当しません

はい

- 基準日(令和5年7月1日)時点でみなかみ町に住民登録の無かった世帯。または既にみなかみ町から転出された世帯は本給付金の支給対象となりません。

非課税世帯向け価格高騰生活支援給付金の支給対象世帯ですか？
(対象と思われる世帯には令和5年8月1日以降、手続きのご案内を郵送しています。)

はい

いいえ

- 非課税世帯向け価格高騰生活支援給付金の支給対象世帯の方は家計急変世帯向け給付金の申請はできません。

世帯の中に住民税均等割が課税されている方から税法上の扶養を受けていない方が1人以上いますか？(離れて暮らすご家族にも確認してください)

いいえ

はい

- 世帯の全員が住民税が課税されている親族等から税法上の扶養を受けている世帯は本給付金の支給対象となりません。

住民税が課税されている方の現在の収入は住民税非課税相当まで減少していますか？
また、収入が減少した理由は事前に予想できないものでしたか？

いいえ

はい

- 住民税非課税相当となる収入(または所得)の目安については下記の一覧表を参考にしてください。
- 予想できない理由による収入の減少とは、通常見込まれていた収入や所得が、突発的な事情により減額もしくは無くなった状態をさします。

家計急変世帯向け給付金 の支給対象となる可能性があります。

みなかみ町価格高騰生活支援給付金コールセンター までご連絡ください。

申請手続きについてご案内いたします。 ※申請書を提出いただいた後、審査を経て給付金が支給されます。

《 住民税均等割が非課税相当となる収入の目安 》

- 税法上の扶養親族の人数により非課税相当となる収入の目安が異なります。

税法上扶養している親族の人数	収入見込額で計算する場合の非課税相当となる上限額の目安	非課税相当となる年間所得額
単身又は扶養親族がいない場合	月収 77,500円 (年収93.0万円)	38.0万円
扶養親族 1名 を扶養している場合	月収114,833円 (年収137.8万円)	82.8万円
扶養親族 2名 を扶養している場合	月収140,000円 (年収168.0万円)	110.8万円
扶養親族 3名 を扶養している場合	月収174,750円 (年収209.7万円)	138.8万円
扶養親族 4名 を扶養している場合	月収208,083円 (年収249.7万円)	166.8万円
※扶養親族の人数には配偶者控除等による扶養を受けている配偶者も含まれます。		
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	月収170,250円 (年収204.3万円)	135.0万円